

山形県LPガス料金負担軽減支援事業 Q & A

目次

1	事業の基本事項と交付申請について・・・・・・・・・・	1
2	対象となる販売事業者について・・・・・・・・・・	1
3	値引きの対象について・・・・・・・・・・	1
4	値引きの実施について・・・・・・・・・・	2
5	周知PRについて・・・・・・・・・・	3
6	完了報告について・・・・・・・・・・	4
7	抽出検査について・・・・・・・・・・	4
8	助成金の支払いについて・・・・・・・・・・	5
9	説明会での質疑応答より・・・・・・・・・・	6

【事業の基本事項と交付申請について】

Q1 本事業には必ず参加しなければならないのか？

A1 県内のL Pガス一般消費者等の負担軽減を図るためには、L Pガス販売事業者を通じた支援が不可欠であること、また、一部の顧客だけが値引き対象とならない事象が生じてしまうことから、該当するすべての事業者のご理解・ご協力とご参加をお願いします。

Q2 メールでの提出とあるが、申請書類に押印は必要ないのか？

A2 必要ありません。

Q3 支援対象期間は一切の料金の値上げをしてはいけないのか？

A3 調達価格の上昇などを理由とする値上げを制限するものではありません。
ただし、社会通念上相当と認められる金額以上の値上げを行った場合には、契約者から恣意的な値上げと捉えられる場合もあります。

【対象となる販売事業者について】

Q4 事業所が山形県外にあるL Pガス販売事業者であるが、山形県内の一般消費者等の値引きをする場合は本事業の対象になるのか？

A4 対象になります。

Q5 登録ガス小売業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者）が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法の手続きは何か必要か？

A5 ガス事業法第14条及び第15条に基づく供給条件の説明義務および書面交付義務が発生します。また、経過措置団地をお持ちの事業者におかれては、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、特別供給条件認可申請が必要となります。

【値引きの対象について】

Q6 山形県内というのはメーター住所と消費者（契約者）の住所どちらのことか？

A6 メーターが山形県内に設置されたものが対象です。
消費者の住所は県内、県外を問いません。

Q7 屋号は事業所（例：〇〇商店、〇〇理容店）だが、実際は一般家庭で使っている場合は対象になるのか？

A7 対象になります。

Q8 社宅等で法人が法人名で契約している場合は対象になるのか？

A8 対象になります。

Q9 1ヵ月の使用量が1 m³に満たない場合は、従量料金の請求はしていない。この場合は値引きの対象になるのか？

A9 使用量が0 m³で使用実績がない場合であっても、基本料金が発生している場合には対象となります。ただし、対象期間中の合計の値引き額が上限の2,000円に達しなかった場合は、その値引き額が上限となります。

Q10 1つの住宅（建物）に複数メーターがある場合は、それぞれ対象になるのか？

A10 複数メーターを取り付けている場合は、ガスメーター1契約ごとに値引きの対象になります。

Q11 集合住宅で親メーターがありその先に子メーターが複数ある場合は、それぞれ対象になるのか？

A11 親メーターの契約者が子メーター分の料金をまとめてLPガス販売業者に支払っている（子メーターと直接契約していない）場合は、親メーターのみ値引きの対象になります。

Q12 同一世帯において、複数のLPガス販売事業者から供給を受けている場合は、それぞれ値引きの対象となるか？

A12 対象になります。

Q13 料金を滞納している場合は対象になるのか？

A13 値引き対象期間（3月1日から4月30日検針分）の請求額から値引きすることは可能ですが、過去の滞納（2月末日以前の検針）分から値引きすることはできません。

【値引きの実施について】

Q14 システムの都合上、検針票に値引き額を表示できない場合はどのようにしたら良いか？

A14 値引き額を明示した別紙を添付するなど、可能な方法で対応をお願いします。

Q15 値引きは、消費税率を乗じる前か後のどちらの金額で処理するのか？

A15 消費税の計算に誤りが生じないように、できるだけ消費税を乗じる前に処理してください。ただし、システムの都合上、消費税を乗じた後にしか処理できない場合は、計算に誤りのないよう留意して処理してください。

例：請求額 8,800円（税込）の場合

8,800円（税込売上）－2,200円（値引額×1.1※）＝6,600円（請求額）

＝8,000円（税抜売上）－2,000円（値引額）＝6,000円×1.1（消費税）＝6,600円

※額面上は消費税分が多いように見えるが実際の値引き額及び助成金は2,000円となる

Q16 値引きした2,000円分に係る消費税（200円）は助成金でもらえないのか？

A16 消費税（200円）は補助されません。

【参考】消費税法第2条、第4条

消費税法基本通達 1-1-1、5-1-1・2、5-2-15

Q17 引っ越しの場合、例えば、3月7日（通常の検針日）に加え、3月20日（引っ越し日の検針）も検針することがある。3月20日検針分は本事業の対象になるのか？

A17 対象になります。最大2,000円までの値引きができます。

Q18 初回の値引きが3月検針分とあるが、4月に新規契約した場合は本事業の対象にならないのか？

A18 対象外となります。

ただし、例外として、何らかの理由（例えば、契約先が改築工事中のためガス供給を一時停止しており、3月の検針は行わないなど）により、3月の検針が困難な場合には、初回の値引が4月検針分となっても対象となります。

Q19 値引き対象期間中に転居等で解約となり、転居先で新たに契約となった場合は、それぞれに対象になるか？

A19 対象になりません。※ 2月までに契約のある方が対象となります。

【周知PRについて】

Q20 交付申請手続きの完了前に、消費者に対して値引きを周知しても良いか？

A20 交付決定前でも周知して差し支えありません。

Q21 支援事業を事前に知ってもらうための県民へのPR方法は？

A21 次の方法で行います。

山形県ホームページでの告知

山形県LPガス協会ホームページでの告知

協会が作成したチラシによる告知（参加事業者へ送付）

LPガス販売事業者のホームページによる任意の告知

Q22 消費者への値引き処理の通知方法は？

A22 検針票、請求書、Web明細、領収証等の通信欄や余白などへ

「山形県のLPガス料金負担軽減支援事業により〇〇円の値引きをしています。」

「山形県の支援により〇〇円の値引きをしています」

「山形県支援による値引き額〇〇円」

等と必ず明示してください。明示のない場合は、助成事業の対象となりません。

どうしても文面の記載が困難な場合は、文言の短縮や、マイナス記載する金額欄に記載することを許容します。

例：県支援で〇〇円値引き

県支援 ▲〇〇円

【完了報告について】

Q23 交付申請時と実績報告時で、値引き対象となる契約件数に差が出て問題ないか？

A23 交付申請時は、直近の契約件数を記入し、実績報告には実際に期間中に値引きを行った契約件数（実績）を記入しますので、交付申請時と実績報告時で契約件数に差が生じて問題ありません。

ただし、200件以上の増加が見込まれる場合は、あらかじめ様式3「LPガス料金負担軽減支援事業変更（中止・廃止）承認申請書」を提出してください。

Q24 実績報告書はどのタイミングで提出するのか？

A24 値引き対象分の請求（値引件数、値引き金額の合計）が確定した後、実績集計表、内訳明細の一覧を添えて提出してください。

実績報告書の提出日によって、助成金の振込予定日が異なるので、できるだけ速やかに提出願います。

Q25 添付書類の一部を省略できないのか？

A25 県の補助金を支払う上で、根拠資料が必要となります。

最小限の添付書類としているのでご協力願います。

【抽出検査について】

Q26 値引の実施が確認できる書類とは、どのようなものを提出すればよいのか？

A26 領収書やWeb明細、帳簿書類の写しなど、値引き前の金額に対して消費者が値引き後の金額を支払ったことを確認することができる書類の写しを提出してください。また、

システム画面上での確認となる場合は、画面のハードコピー（スクリーンショット）をご提出ください。

Q27 抽出検査において誤りが判明した場合などはどうなるのか？

A27 提出書類の修正や、必要に応じて追加資料の提出を求めたり、現地調査等を実施したりする場合があります。この場合、助成金の支払いが遅れることや減額されることなどがあります。

【助成金の支払いについて】

Q28 実績報告書兼請求書を提出してから、助成金の支払いまではどのくらいの期間を要するのか？

A28 実績報告書兼請求書の提出後に抽出検査を実施し、適正な実施が認められてから助成金を支払います。支払いをする期間は5月から6月を予定しています。

Q29 値引き分の原資として事業者へ助成される助成金は売上（課税対象）として扱うのか？

A29 助成金は不課税なので、売り上げ計上はせず「雑収入」等の処理をお願いします。

【説明会での質疑応答より】

- Q AガスとAガスT販売所の場合、申請はどちらがするのか？ また、事務経費はそれぞれにもらえるのか？
- A 事業者単位となるのでAガスがT販売所分もまとめて申請してください。AガスとT販売所のそれぞれの消費者を合算したものが消費者の数となり、事務経費の算出や証拠書類の提出などはその数に基づくものになります。
- Q 値引を行う原資の一部を前払いでもらえるというが、それでも足りず、立て替えるのが難しい。
- A 事業者の負担が大きくなりますが、上限最大2,000円を値引きするという条件のもとで3月と4月に分けて値引きすることも許容しておりますので、本事業の趣旨をご理解いただきご協力をお願いします。
- Q 2,000円に対する消費税は補助されないとあるが、損をしないのか？
- A 今回の値引き額に対しては不課税のため消費税がかかりません。通常のガス代請求分にも消費税がかかることとなります。
- Q 2世帯住宅や複数メーターが設置されている場合で、請求先は1か所だが、値引き対象はどうなるのか？
- A 液石法の販売は、14条書面を交付し契約を交わすのが条件であるため、1契約毎に値引き対象となり、契約していれば、それぞれ値引きを行うこととなります。
- Q ひとりのお客様が、家庭用と工業用に使用する契約をそれぞれにしている。この場合は、ふたつから値引きするのか、ひとつだけなのか？
- A 使用目的が明確に分かれている場合であれば工業用は対象外となりますので、家庭用のメーターからのみ2,000円の値引きを行ってください。
また、ひとつのメーターから家庭・工業用の2ヵ所で使用している場合には、ガスの使用量の多い方で判断することとなります。
- Q 弁当屋に販売しているのは、値引き対象になるのか？
- A 直接一般消費者に販売する目的をもって調理する場合には対象になりますが、旅館などに仕出し弁当を卸すなど、専ら製造・卸を業とする場合は対象外となります。
- Q 公民館は値引き対象となるのか？ また、ガス料金が税金で支払われていないことを証明する資料の必要はあるか？
- A 個人・地区住民の会費・出資からガス代を支払っている場合は対象となりますが、公的機関の税金から支払われている場合には対象外となりますので、契約をご確認ください。

また、対象となる場合においても、確認だけでそれを証明する書類等の必要はありません。

Q 小学校は対象になるか。

A 県立、市町村立の場合は公共の施設となり、値引きの対象外となります。ただし、私立の学校であれば契約が私人となるので、小中高、大学、専門学校でも対象になります。

Q 契約により偶数月にしか検針をしない消費者は3月に初回の検針ができないが、対象となるのか？

A 何らかの理由がある場合には、初回の検針が4月となっても値引きの対象となります。「契約により偶数月の検針のため」等、理由を明記したものを証拠書類と共に保管しておいてください。

Q 請求額が基本料金 1,800 円（税抜）のみの消費者は、3月に 1,800 円の値引きを行い、残り 200 円は4月に差引くと思いますが、4月から事業者が変わる場合はどうするのか？

A 4月から事業者が変わる場合は、新たな契約となるため対象外です。3月に差引く 1,800 円が上限となります。

Q 検針票には「値引き額」という印字はできる。これでもいいか？

A 今回の値引が何により値引きされているか、ということが重要なので、必ず県からの支援による値引きである旨がわかるよう明示をお願いします。ただ「値引」と記載すると販売事業者が独自で値引を行っている場合も考えられてしまうので、余白にでもいいので「県支援」などの文言を記載してください。どうしても検針票などに記載が難しい場合は、県支援で値引しているという内容を別紙に印刷してお客様へお渡しいただき、その控として事業者保管分に添付して保管しておいてください。